

令和元年第10回定例豊頃町教育委員会議 議事録

招 集 年 月 日	令和元年10月24日
招 集 場 所	える夢館 委員会室
開 閉 会 日 時	開会 令和元年10月24日 14:00
	閉会 令和元年10月24日 15:18

	議席番号	委 員 氏 名	出欠の別
出席及び欠席教育長・委員名	1	山 本 芳 博	出席・欠席
招 集 5名	2	櫻 井 康 雄	出席・欠席
出 席 5名	3	宝 田 博 幸	出席・欠席
欠 席 0名	4	長 濱 竜 一	出席・欠席
	5	鈴 木 千 賀 子	出席・欠席

会 議 録 署 名 委 員	議席番号	署 名 委 員 氏 名
	1・4	山 本 芳 博 ・ 長 濱 竜 一

説明のために出席した者の 職 氏 名	二村 教育課長	須藤 教育課長補佐
	馬場 給食センター所長	門 主幹
	須藤 総務係長	加藤 学校教育係長
	菅野 社会教育係長兼図書係長	門 車両係長
	中村 教育推進員	
会 議 の 経 過	議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり	

上記会議の経過概要は、教育委員会事務局職員 須藤裕子 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議事日程	議件番号	議 件 名	審議結果
日程第1		議事録署名委員の指名 (1番山本 ・ 4番長濱)	決 定
日程第2		会期の決定 (10月24日から 10月24日までの1日間)	決 定
日程第3		諸般の報告	報告済み
日程第4	報告第1号	令和2年度教職員人事について	報告済み
日程第5	報告第2号	要保護・準要保護児童生徒の認定取消しについて	報告済み
日程第6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について)	承 認
日程第7	議案第1号	豊頃町通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について	原案可決

令和元年第10回定例教育委員会議事録

山本教育長	挨拶 ただいまから、第10回定例教育委員会議を開催いたします。 日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。 1番 教育長山本、4番 長濱委員、よろしくお願いたします。 日程第2 「会期の決定」です。 「10月24日」本日1日といたしたいと思ひます。ご意見ありませんか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本日1日限りとさせていただきます。 日程第3 「諸般の報告」を行います。
須藤補佐	本日、葛西係長が欠席です。 「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書館、給食センター、える夢館ギャラリー」について、別紙により主な行事等について報告する。
山本教育長	諸般の報告について何かご質問・ご意見等はございますか。
櫻井代理	学校改築に関する説明会を4回ほど開催されたということですがけれども、これの参加者と主なご意見があればお聞かせください。
二村課長	報告します。今きちんとした名簿等手元になひので、一覧表を作り後日お渡しするような形でよろしいでしょうか。
櫻井代理	はい。
二村課長	それとご意見という部分では、説明会では今回の事業の主たる流れなどを説明させていただいており、質問を受けて回答するというような形にはなっていない部分があります。具体的なことはイメージの部分が多いので、そういった形で進めています。 質疑がしやすいような様式を作ってそれぞれにお渡しし、意見・質問等あれば受けるよう実施しています。回答については、個々にはできませんが系統毎に分けてお答えするお話をさせていただいています。
須藤補佐	対象者につきましては、27日が保育所の保護者を対象としています。10月1日につきましては、学校の教職員の皆さんにお集まりいただひています。10月8日につきましては、大津小学校のPTA三役が対象。15日火曜日につきましては、豊頃小学校のPTAの方を対象に説明会を行ひています。 人数なのですが、保育所の保護者につきましては19名。教職員の方につきましては13名。大津小学校のPTA役員の方が2名。豊頃小学校のPTA役員の方が4名です。
櫻井代理	意見交換という事でもなく、ただ概要を説明した程度ということですか。
山本教育長	教育委員会で改築に向けてのスケジュールですとか、前に委員さんに配布した各施設の将来的な設置構想などの話をさせていただひて、具体的な質問等は多少ありましたが、基本設計を行うためのご意見を伺うスタンスで臨んでいますので、これからまとめてどのように反映できるか、要望等も含めながら検討していく段階です。そんな説明になっています。 小学校関係につきましては、三役にお伝えするというひことで、今後PTA保護者の皆さんに広めていただひた上でご意見を募りたいと説明させていただひまし

	<p>た。</p> <p>団体関係は会議があるたびに、計画を説明していこうかと思っていますし、さらに社会教育委員の会議が11月5日に開催されますので、その中でもまた中学校改築関係については説明します。生涯スポーツ推進員の方にも説明をさせていただきます。</p> <p>一般の方のご意見については、える夢館に改築にかかる計画ですとかイメージ図を配置し、閲覧していただく中でご意見を伺うということで、11月の広報でご案内する予定です。</p>
櫻井代理	<p>やはり一大事業なので町民の皆さんにも深くご理解いただくよう努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
山本教育長	<p>他にご質問等ありますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
山本教育長	<p>それでは、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。</p> <p>日程第4 報告第1号「令和2年度教職員人事について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
二村課長	<p>報告第1号を説明する。</p> <p>2ページと3ページをご覧いただきたいと思います。令和2年度の人事異動の希望は、ここにあるとおりになります。各学校から提出されました人事希望調書により報告します。</p> <p>(各学校人事希望調書により説明)</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
山本教育長	<p>報告第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>特に豊頃小学校の校長は4年勤めていただいております、この度、定年退職となります。</p> <p>大津小学校は将来的に新入学児童がいるので、このままの状態であれば5年程度は教頭先生の配置が可能な状況で推移していきます。</p> <p>なお、人事に関する事項なので外部に漏れることの無いよう委員の皆さんにはご留意いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に日程第5 報告第2号「要保護・準要保護児童生徒の認定取消しについて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
二村課長	<p>報告第2号を説明する。</p> <p>(認定取消しの理由、氏名等について説明)</p> <p>以上、報告します。</p>

山本教育長	報告第2号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	個人情報に関わる内容ですので、口外等の無いようお取り計らいをお願いいたします。 では、本件につきましては報告済みとさせていただきます。 次に日程第6 議案第1号「豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。 事務局から説明をします。
二村課長	議案第1号を説明する。 議案の6ページをご覧ください。豊頃町教育支援委員会委員の任期が令和元年9月30日に期限を迎えることから、こちらの6ページにございますNo. 1からNo. 13までの方については再任させていただき、No. 14のアレリー真梨華保育士につきましては、前任の石川里美保育士長に代わって新たに委嘱するものです。 それで、任期につきましては令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年となっています。 以上でありますので、ご審議くださるようよろしく申し上げます。
山本教育長	議案第1号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
櫻井代理	これ議案になっているけれど、10月1日から任期始まっているという事は専決処分なんじゃないですか。 9月に議案に載せるものではないですか。訂正したほうがいいですよ。
山本教育長	大変申し訳ありません。それでは、休憩をいただいて議案の訂正をさせていただきます。
	～暫時休憩～
山本教育長	それでは休憩をはさみ、大変申し訳ありませんでした。 日程第6 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について)」を議題とします。 事務局から説明をします。
二村課長	承認第1号を説明する。 豊頃町教育委員会事務委任等に関する規則第3条に基づきまして、豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について令和元年9月30日専決しましたので、同規則第4条第1項に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。 委嘱する方については、6ページの表のとおりNo. 1の中村真也豊頃小学校長からNo. 13の辻本峰子保健師長までにつきましては再任させていただき、No. 14のアレリー真梨華さんについては、改めて委嘱するものです。 任期につきましては、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの任期となります。 以上でありますので、ご承認くださるようよろしく申し上げます。
山本教育長	承認第1号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。

山本教育長	<p>では、無いようなので本件につきましては、提案のとおり承認決定させていただきます。</p> <p>次に日程第7 議案第1号「豊頃町通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
二村課長	<p>議案第1号を説明する。</p> <p>委嘱する者は、8ページにあります十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所所長京谷泰氏。大津小学校長の小室彰人氏。豊頃中学校長服部和樹氏。豊頃小学校PTA会長小川竜司氏。豊頃中学校PTA会長武隈英和氏の5名でございます。こちらの方々は、前回から人事異動等により新たに職に就いた方でございます。以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。</p>
山本教育長	<p>議案第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>それぞれ新たに職に就いた方々5名について委嘱をさせていただいたところがあります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>なお、この連絡協議会が11月26日に会議を開きまして、それぞれ通学路の現地を確認しながら課題等の洗い出しをして改善をさせていこうということです。よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、本日の日程を終了いたします。</p> <p>その他委員の皆さんから何かありますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>その他としまして、中学校の建て替えの関係で今後の教育委員会が進めていく事務段取りについて、課長から少し説明させていただきたいと思っております。</p>
二村課長	<p>資料は本日用意ございませんので、言葉で伝えられる範囲で説明させていただきます。</p> <p>先日、副町長と今後の予定ということで協議させていただいております。皆さんには今後の工程ということでA3版の横長で今後、完成・開校する令和5年までのスケジュールを見ていただきましたけれども、そちらの今年度の部分でございます。基本設計のプロポーザル方式で実施したいという計画に向かっていくための事務的な手続きについて実際に基本設計を委託するための事務として、教育委員会が主体となってプロポーザル方式というのをとっています。</p>
櫻井委員	<p>そのプロポーザル方式っていうのは何ですか。</p>
二村課長	<p>学校を作っていく上で、まず基本設計というのを行います。基本設計というのは、実施設計に対して基本設計といいます。実施設計というのは、その図面で工事でこういうような形でものを作っていくという本当の設計書になります。</p> <p>そして、ある程度大きな建物だったり、色々な理由付けや考え方を実施設計につないでいくための方針とか理念とかそういうものを絵にしていく。そういうような形のものを基本設計といい、大きなものを作るときは基本設計をします。</p> <p>基本設計は、設計事務所が図面を書いてくれますが、基本設計の仕方も色々なやり方があります。小さい規模は、指名競争入札といって建築住宅係で簡単な平面図を描いて、いくらでできるかを確認する金額だけで入札を行うやり方。こち</p>

	<p>らは一般的です。</p> <p>大きい規模は昔は設計コンペといいましたが、こういうものを建てたいんですが、どのような図面を考え方、計画をしますか、と聞いて図面や模型を作成してもらいます。皆さんに自分の考え方を図面や模型を使ってプレゼンテーションをしてもらい決めるのが設計コンペです。設計コンペは費用がかかります。設計書を見てもらうということなので、設計事務所も手間がかかります。設計コンペをやるときは、こちらで費用負担しなければいけなかったりとか、町での考え方も煮詰めておかなければなりません。</p> <p>今、教育委員会がやろうとしているのは、最近多くなってきたプロポーザル方式といって、豊頃町が小中連携でその先には小中一貫教育をやりたい。小学校に中学校をくっつけて学校を作っていきたい。という意味と、8月教育委員会議で決定しました計画を示します。</p> <p>これは設計事務所を決める方法で、設計事務所の実績、能力をアピールしてもらい、この設計事務所が信用できるから契約しよう決めます。その後、一般的には設計事務所は計画した設計書を書いてきますが、プロポーザル方式の場合は業者を決めたら教育委員会で持っている意見などを要望することができます。経験豊富な設計事務所と教育委員会が改めて協議しながら作っていくことができます。</p> <p>このような理由でプロポーザル方式を使用することになりました。</p> <p>そしてプロポーザル方式の事務手続きはどうなるかといいますと、設計事務所を決めるための選考委員会が必要となります。</p> <p>「豊頃中学校改築等工事基本設計業務受託者選定委員会設置要綱」は、プロポーザル方式の設計事務所を決めるための要綱です。目的や選考委員や、決め方などの大枠を決めておくためのものです。</p> <p>プロポーザル方式をやるためには、教育委員会で「豊頃中学校改築等工事プロポーザル実施要領」を作成します。それを見た設計事務所が提案を出します。その提案を最終的に選定委員会が選んで、選んだ設計事務所に図面を書いてもらいます。</p> <p>今後、12月補正予算で基本設計委託料を要求し、基本設計、実施設計と進めていきたいと考えております。以上です。</p>
山本教育長	<p>要は設計事務所に口頭でこんなイメージを持っていますと説明させていただいて、現地を確認していただきながらより良い設計を描いていくための提案をしていただきます。指名ではなく公募で内容を公表し、技術提案をしていただく設計事務所が何社か集まってきます。最終的に1社に絞り込んでいくための選定委員会を庁内に設けて進めていきます。</p>
櫻井委員	<p>選定委員会で1社決めて、決まったところに設計を描いてもらうんですか。</p>
山本教育長	<p>実際に基本設計の委託契約を結んで、そこから本格的にスタートとなります。</p>
櫻井委員	<p>ということは、12月補正のときには決めるということですか。</p>
山本教育長	<p>12月補正は1月以降に契約を結ぶために12月に予算をとるので、その前に1社に絞るための準備をこれからします。</p>
櫻井委員	<p>補正の前に1社に絞り込むんですか。</p>

二村課長	スケジュール的には厳しいかもしれません。
櫻井委員	補正のときにはまだ決まってないんだね。
山本教育長	<p>はい。12月初旬にはまだ決まってないかなと思います。</p> <p>当面、教育委員会事務局として進んでいる方向について説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。</p> <p>その他の当面する日程につきまして記載していますが、打ち合わせの段階で説明させていただいておりますので割愛させていただきます。ただ11月25日に映画「二宮金次郎」の上映がありますので、鑑賞いただければありがたいと思います。</p> <p>次回の委員会開催日時につきましては、11月28日（木）ということで、決定したいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和元年第10回定例教育委員会議を終了させていただきます。</p>